【参考】地方財政措置がなされるドローンの要件

参考資料1-2

- 「ドローンによる消防防災力の強化にむけた取り組みについて」（令和７年４月１日付け消防消第85号、消防災第48号）により、各自治体の防災部局において、災害対応の手段としてドローンを活用することが推奨されている。
- 同通知において地方財政措置の対象となるドローンの要件が定められている。

① 被害状況の把握や住民等への情報伝達など地方公共団体の防災部局が実施する災害応急対策にかかるものであること
② 地方公共団体の防災部局が整備・管理・運用するものであること
③ その他、必要に応じて、以下の条件を満たすこと
- **ドローンの機体および搭載するカメラについて、防水性能等級3以上を備えること**
- **動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で活用できること**

（参考）ドローンに関する地方財政措置

➢ 地方公共団体の防災部局が整備・管理・運用するドローンについては、下記の地方財政措置の対象となっており、財政措置がなされる。

〇緊急防災・減災事業債【令和７年度までの時限措置】

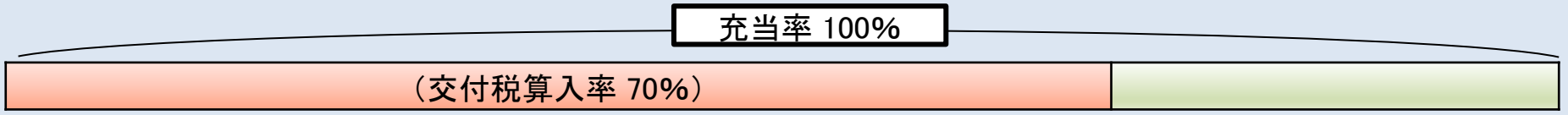

〇防災対策事業債